

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（629））
2. 日 時：平成30年1月30日 14時00分～17時40分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、津金管理官補佐、義崎管理官補佐、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官、吉村安全審査官、関根技術研究調査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他24名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：

柏崎刈羽原子力発電所 第二保全部 電子通信グループ マネージャー 他7名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 副課長 他3名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当課長 他4名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 課長 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日及び1月25日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、当該申請書の可搬型代替低圧電源車、窒素供給装置用電源車、高圧炉心スプレイ系及び通信連絡設備に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【可搬型代替低圧電源車及び窒素供給装置用電源車（要目表）関係】

- 各可搬型設備の接続口の配置について整理して提示すること。
- 可搬型代替低圧電源車燃料タンクの容量の設定根拠におけるタンクローリーからの燃料補給時間の約2.2時間の根拠を整理して提示すること。
- 窒素供給装置の要目表への登録について検討すること。

【高圧炉心スプレイ系（要目表）関係】

- 最高使用圧力及び温度の根拠として用いる有効性評価の結果について整理して提示すること。
- E22-F004 弁の要目表において、重大事故等時に使用することがわかるように記載すること。

【通信連絡設備に関する説明書関係】

- 詳細設計方針において、具体的な対策、仕様等が明確になっていない部分は明確化すること。また、「等」は可能な限り使用しないようにし、少なくとも申請書全体を見たとき

に対象設備等が把握できるようにすること。

- 東海発電所と共用する設備等については、変更許可の審査において、方針に変更があった場合は速やかに反映させること。また、敷地拡大箇所への警報装置の設置方針等、変更許可の審査において、十分に説明していない部分については、必要に応じて、変更許可側の審査において説明すること。

(2) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 工認ヒアリング年間説明スケジュール表（案）
- ・東海第二発電所 新規性基準適合性に係る主な変更点についての補足説明資料（審査資料抜粋）（重大事故等対処設備）